

特集

平成22年度市町村税課税状況の概況

はじめに

市町村税の課税状況等の調は、地方自治法第252条の17の5第1項の規定に基づき行われるもので、市町村税の課税の状況に関する統計資料として、税制改正が行われる場合等における重要な基礎資料となるものである。

本稿では、大阪府内市町村に係る平成22年度の市町村税の課税状況等の調の概況を簡単に紹介する。

I 個人市町村民税の状況

1. 個人均等割

平成22年度における府内市町村の個人市町村民税均等割の納税義務者数は第1表のとおりである。納税義務者数は3,780,972人で、前年度より1.5%減少している。これに伴い、均等割額も113億33百万円と前年度より1.5%減少している。

直前の平成22年3月末日現在の住民基本台帳人口は対前年度0.1%増であるが、人口に占める市町村内に住所を有する均等割納税義務者数の割合は約43.3%と前年度から0.7ポイント減少している。

2. 個人所得割

平成22年度における府内市町村の個人市町村民税所得割の納税義務者数は第1表のとおりである。納税義務者数は3,564,614人で、前年度より1.9%減少している。所得割額も4,283億66百万円と前年度より8.3%減少している。

所得者区分別の所得割納税義務者数は第2表のとおりで、全体では給与所得者、営業所得者、農業所得者で減少している。また、営業所得者及び農業所得者を除き所得税失格者が増加していることが目立つ。また、課税標準額についても第3表のとおり、7兆5,132億円と対前年度7.9%減であり、すべての所得者区分で減少している。

所得控除については第4表のとおりである。総額が4兆1,173億円と前年度より2.4%減少した。医療費控除及び配偶者特別控除を除き、控除額は前年より減少している。

※ 個人市町村民税における「納税義務者」とは、平成22年7月1日現在において、税額控除後、減免前に納税義務がある者である。
よって、税額控除によって納税義務のなくなった者は除いている。

第1表 個人市町村民税納税義務者数等の状況

(単位:人、千円、%)

区 分	個人市町村民税						(参考) 住民基本 台帳人口 (前年度3月 末日現在)	b/g
	均等割			所得割		均等割額		
	納税義務者数		均等割額	所得割				
a	法第294条 第1項第1号 に該当する 者(※1)	法第294条 第1項第2号 に該当する 者(※2)		d	e	f	g	h
平成15年度	3,068,853	3,039,414	29,439	8,301,388	3,244,879	363,348,651	8,643,677	35.2
16	3,057,678	3,028,949	28,729	9,171,929	3,230,984	349,896,549	8,651,977	35.0
17	3,531,548	3,503,935	27,613	9,898,357	3,320,990	368,355,395	8,651,301	40.5
18	3,754,867	3,728,441	26,426	10,975,474	3,565,531	402,985,248	8,663,719	43.0
19	3,801,044	3,775,396	25,648	11,261,089	3,606,596	478,263,990	8,665,105	43.6
20	3,836,449	3,812,387	24,062	11,499,467	3,636,806	476,160,052	8,670,302	44.0
21	3,838,533	3,815,597	22,936	11,505,188	3,635,269	467,147,867	8,676,622	44.0
22	3,780,972	3,760,080	20,892	11,332,672	3,564,614	428,365,827	8,683,035	43.3
対前年度比	98.5	98.5	91.1	98.5	98.1	91.7	100.1	

(※1) 法第294条第1項第1号に該当する者＝市町村内に住所を有する個人

(※2) 法第294条第1項第2号に該当する者＝市町村内に事務所、事業所又は家屋敷を有する個人で当該市町村内に住所を有しない者

第2表 所得者区分別所得割納税義務者数の状況

(単位:人、%)

区 分	平成21年度			平成22年度			対前年度比				
	納税義務者数			納税義務者数			納税義務者数の構成割合	有資格者の割合 e/d	d/a	e/b	f/c
	a	所得 有資格者 b	所得税 失格者 c	d	所得 有資格者 e	所得税 失格者 f					
給与所得者	2,899,065	2,660,364	238,701	2,830,173	2,567,755	262,418	79.4	90.7	97.6	96.5	109.9
営業所得者	179,072	156,778	22,294	157,534	135,861	21,673	4.4	86.2	88.0	86.7	97.2
農業所得者	893	772	121	827	706	121	0.0	85.4	92.6	91.5	100.0
その他の所得者	534,050	495,145	38,905	552,323	508,906	43,417	15.5	92.1	103.4	102.8	111.6
分離譲渡所得のある者	22,189	21,761	428	23,757	23,246	511	0.7	97.8	107.1	106.8	119.4
合 計	3,635,269	3,334,820	300,449	3,564,614	3,236,474	328,140	100.0	90.8	98.1	97.1	109.2

第3表 所得者区分別所得割課税標準額の状況

(単位:千円、%)

区 分	平成21年度 課税標準額	平成22年度 課税標準額	対前年度比
給与所得者	6,633,654,606	6,094,011,677	91.9
営業所得者	376,445,931	327,275,291	86.9
農業所得者	1,255,445	1,022,939	81.5
その他の所得者	796,728,761	777,755,067	97.6
分離譲渡所得のある者	348,501,192	313,160,222	89.9
合 計	8,156,585,935	7,513,225,196	92.1

第4表 所得控除区分別控除額の状況

(単位:千円、%)

区 分	平成21年度	平成22年度	対前年度比
医療費控除	92,353,496	93,659,024	101.4
社会保険料控除	1,721,651,964	1,671,221,005	97.1
生命保険料控除	103,120,688	100,792,727	97.7
障害者控除	39,653,700	39,051,340	98.5
寡婦(寡夫)控除	19,805,560	19,739,020	99.7
勤労学生控除	126,620	101,920	80.5
配偶者控除	362,402,750	356,697,300	98.4
配偶者特別控除	14,385,850	14,556,220	101.2
扶養控除	617,567,220	600,855,220	97.3
その他	1,245,672,739	1,220,626,567	98.0
合 計	4,216,740,587	4,117,300,343	97.6

(注) 配偶者及び扶養親族の同居特別障害者加算分は「その他」に含まれる。

II 法人市町村民税の状況

平成22年度の府内市町村の法人市町村民税の納税義務者数の状況は第5表のとおりである。均等割が280,447法人で、前年度より0.4%減少している。また、法人税割も266,210法人と0.8%減少している。なお、法人税割の納税者数(平成22年7月1日現在において既に納付の確定した法人税割額がある法人をいう)は86,749法人であり、前年度より14.4%と大きく減少している。納税者数は特に平成20年度以降2年続けて大幅な減少となっている。

※ 法人市町村民税における「納税義務者」とは、平成21年7月2日から平成22年7月1日までの間に市町村民税の申告書の提出期限が到来したものをいい、課税免除又は減免前で、均等割・法人税割についてそれぞれ課税の対象となる法人である。よって、現実に申告納付したかどうかには関係なく、不申告の場合や欠損が生じた法人も含むものである。

第5表 法人市町村民税納税義務者数等の推移

(単位:人、%)

区 分	法 人		
	均 等 割 納税義務者数	法 人 税 割 納税義務者数	法 人 税 割 納税者数
平成15年度	269,222	257,764	96,678
16	269,709	257,396	99,965
17	270,595	259,514	106,450
18	274,243	262,667	109,741
19	278,295	265,990	111,988
20	281,080	268,992	115,750
21	281,457	268,324	101,331
22	280,447	266,210	86,749
対前年度比	99.6	99.2	85.6

III 軽自動車税の状況

平成22年度の府内市町村の4月1日現在の軽自動車数は第6表のとおりである。合計台数(非課税車及び課税免除車も含む)は1,945,136台で前年度より0.4%減少している。原動機付自転車のうち排気量0.09リットル超やミニカー、軽自動車のうち四輪乗用車が増加する一方で、原動機付自転車のうち排気量0.09リットル以下や二輪車が減少している。なお、調定額については、総台数は減少しているが、税率の高い四輪乗用車が増加したこともあり、69億92百万円と前年度から0.9%増加している。

第6表 軽自動車税の課税客体の状況

(単位:台、千円、%)

区 分	平成21年度	平成22年度	対前年度比	
自原	0.05リットル以下	704,350	685,781	97.4
動機	0.05リットル超0.09リットル以下	37,984	36,295	95.6
車付	0.09リットル超	92,048	98,443	106.9
	ミニカー	3,992	4,265	106.8
	二輪車(側車付のものを含む)	109,006	107,810	98.9
小軽	三輪車	62	63	101.6
型自	乗用(営業用)	408	438	107.4
特動	乗用(自家用)	595,659	611,907	102.7
車	貨物用(営業用)	17,589	17,107	97.3
自	貨物用(自家用)	295,211	286,967	97.2
動及	専ら雪上を走行するもの	0	0	-
車	農耕用	2,217	2,267	102.3
び	特殊作業用	14,628	14,198	97.1
	二輪の小型自動車	79,310	79,595	100.4
合	計	1,952,464	1,945,136	99.6
調	定 額	6,929,647	6,991,731	100.9

(注) 上記は、平成22年4月1日現在における府内市町村の軽自動車の台数である。なお、軽自動車税の非課税車及び課税免除車も含んでいる。